

# 福岡県公報

平成30年6月19日  
第4001号

## 目次

### 告示 (第581号 - 第586号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) ..... 1
  - 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 1
  - 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- ### 公告
- 平成30年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災指導課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
  - 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ..... 5
  - 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ..... 6
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
  - 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (都市計画課) ..... 7

- 平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の試験会場の変更 (建築指導課) ..... 7
- 屋外広告物講習会の開催 (公園街路課) ..... 7
- 意見募集の結果の公示 (住宅計画課) ..... 8

## 告示

### 福岡県告示第581号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代7月号	雑誌15183-07	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

### 福岡県告示第582号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
築上郡上毛町大字原井612の2・616の3・617の10・618の2・633の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字原井612の2・616の3・617の10・618の2・633の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第583号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字西友枝686の2、3982の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

**福岡県告示第584号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字桑鶴3510の2、3511の3、3511の7

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

**福岡県告示第585号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3526番1先から 朝倉市杷木志波3524番1先まで	13.2 ～ 16.6	21.4
			後	朝倉市杷木志波3526番1先から 朝倉市杷木志波3524番1先まで	16.6 ～ 19.1	21.4

**福岡県告示第586号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木線 吉井線	前	朝倉市黒川883番7先から 朝倉市黒川889番1先まで	5.7 ～ 9.9	33.2
			後	朝倉市黒川883番6先から 朝倉市黒川889番1先まで	18.4 ～ 25.1	33.2

## 公 告

### 公告

平成30年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

#### 2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの
- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

#### 3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
  - ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

#### (2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

#### 4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

#### 5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時00分～9時30分 講習：9時30分～12時30分）

午後の部（受付：13時00分～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月6日（月）	その他	給油
		8月7日（火）	その他	石コン
		8月8日（水）	給油	その他
		8月9日（木）	石コン	給油
		8月10日（金）	給油	その他
		8月23日（木）	その他	給油
		8月24日（金）	給油	その他
		8月30日（木）	給油	石コン

北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	8月31日(金)	石コン	給油
		9月3日(月)	石コン	その他
		9月4日(火)	その他	石コン
		9月5日(水)	石コン	その他
		9月6日(木)	その他	石コン
		9月7日(金)	石コン	その他
久留米	久留米市宮ノ陣町八丁島2225 宮ノ陣クリーンセンター 環境交流プラザ大会議室	9月18日(火)	その他	給油
		9月20日(木)	給油	その他
		9月21日(金)	その他	給油
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館 ※10月3日は午後のみ	10月3日(水)	<del>石コン</del>	給油
		10月4日(木)	その他	その他
		10月5日(金)	その他	その他
行橋	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所	9月27日(木)	給油	その他
		9月28日(金)	その他	給油
直方	直方市津田町7-20 直方市中央公民館	10月11日(木)	給油	その他
		10月12日(金)	その他	給油
北九州②	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	平成31年 1月17日(木)	給油	その他

平成30年度受講対象の方は、8月6日～10月12日までの期間にできる限り受講して下さい。

## 6 受講手続

### (1) 受講申請書類の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

### (2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

### (3) 受講申請書記入要領

受講申請書裏面の記入要領をよく読み、記入漏れのないよう記入すること。

受講希望日は同一会場で第2希望（北九州会場の石コン・その他希望者は第3希

望）まで必ず記入すること。

### (4) 受付の期限等

受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、定員に達していない日程及び会場へ変更することがある。

#### ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限（当日消印有効）に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間（消印有効）	郵送申込先
福岡会場	6月25日(月)～7月25日(水)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人福岡県危険物安全協会 ※郵送の際は、簡易書留をお願いします (紛失等の事故防止のため)
北九州会場	6月25日(月)～8月10日(金)	
久留米会場	8月1日(水)～8月31日(金)	
大牟田会場	8月13日(月)～9月25日(火)	
行橋会場	8月1日(水)～9月14日(金)	
直方会場	8月13日(月)～9月25日(火)	
北九州②会場	11月30日(金)～12月14日(金)	

#### イ 講習開催地への持参による受付

受付時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く。）

講習会場	受付日	受付会場	所在地
福岡会場	8月1日(水)	ふくおか石油会館2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15
北九州会場	8月27日(月)	北九州市消防局2階特設会場	北九州市小倉北区大手町3-9
久留米会場	9月11日(火)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1
直方会場	10月2日(火)	直方市消防本部3階会議室	直方市新町2-5-10

大牟田会場、行橋会場及び北九州②会場は郵送による受付のみです。

開催地受付当日に限り会場で領収証紙の販売を行います。

## 7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として危険物取扱者免状に講習修了証明印を押印する。

## 8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- (2) 受講手続、その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会（電話092-273-1150）に対して行うこと。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成30年6月4日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめモール筑後
  - 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
NTTファイナンス株式会社 代表取締役 前田 幸一 東京都港区港南一丁目2番70号	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2番70号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 トリアス久山 イーストゾーン（1）
  - 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番2外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 屋外広告物に変更が生じる場合は、廃止届及び許可申請を提出すること。
  - 消防署の指導に基づき、消防設備等適切に対応すること。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 トリアス久山 ウェストゾーン（1）
  - 所在地 糟屋郡久山町大字山田1240番11外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 屋外広告物に変更が生じる場合は、廃止届及び許可申請を提出すること。
  - 消防署の指導に基づき、消防設備等適切に対応すること。

### 公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
南嘉穂土地改良区	平成30年6月7日

### 公告

解散した清算法人犀川南部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
大森 敏雄	京都郡みやこ町犀川大熊237番地1
田中 厚一	京都郡みやこ町犀川崎山748番地4
廣木 儀一	京都郡みやこ町犀川崎山583番地
而田 達雄	京都郡みやこ町犀川山鹿384番地
田中 友勝	京都郡みやこ町犀川柳瀬581番地
玉置 壽	京都郡みやこ町犀川山鹿398番地
木村 定利	京都郡みやこ町犀川本庄159番地
森山 直樹	京都郡みやこ町犀川大熊1041番地

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市宮司六丁目275番1、275番3及び275番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市宮司五丁目7番11号

阿部 巖

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市宮司六丁目272番1から272番15まで、275番2及び276番1から276番6まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の各一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市泉ヶ丘二丁目344番地66

有限会社ウッドヒル

取締役 赤星 登志子

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町大字井野字ハスハ261番14及び261番17から261番21まで並びに字岩長浦323番4から323番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号

有限会社ライフベース  
代表取締役 迫野 正利

## 公告

「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を募集します。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

### 1 意見募集期間

平成30年6月19日から平成30年7月19日まで

### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

## 公告

平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（平成30年3月13日福岡県公報第3974号公告）により公告した、二級建築士試験及び木造建築士試験の設計製図の試験の場所を次のように変更する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

### 1 二級建築士試験

	試験の区分	日 時	場 所
変更前	設計製図の試験	平成30年9月9日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	未定
変更後	設計製図の試験	平成30年9月9日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘一丁目 1-1 福岡女子大学

### 2 木造建築士試験

	試験の区分	日 時	場 所
変更前	設計製図の試験	平成30年10月14日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	未定
変更後	設計製図の試験	平成30年10月14日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘一丁目 1-1 福岡女子大学

詳細については、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に問い合わせること。

## 公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

### 1 開催の日時及び場所

開催期日	時 間	場 所
平成30年8月24日	午前9時50分から 午後5時00分まで	福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 15階講堂

### 2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

### 3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

### 4 受講手続及び受付期間

#### (1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によるこ

と。)を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成30年7月30日(月曜日)から8月10日(金曜日)まで(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成30年8月10日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課(電話092-643-3757)又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

公告

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案について、平成29年10月2日から平成29年10月31日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成30年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

意見の概要	意見に対する考え方
事業譲渡により、実施しようとする支援業務と同種・類似の業務を承継した法人が指定申請を行う場合は、基準案中の2の(1)「実施しようとする支援業務について、同種・類似業務の運営実績がない、もしくは3年未満であること。」及び2の(3)「直近の会計年度において、法人の全体の財務内容が、3年以上連続して損失を計上してい	① 2の(1)について 申請をする法人が、他の法人からの適法な事業譲渡により、実施しようとする支援業務と同種・類似の業務に係る事業を譲渡された法人(以下「譲受法人」という)であり、当該業務の実施にあたり、譲受法人に承継される人材や当該譲受法人が有する組織・体制等により、事業を譲渡した法人

ること。」はどのように考えればいいか。  
また、このような場合に現基準案では、申請した法人が設立からは3年未満であるが、事業を譲渡した法人から起算すると実績は3年以上であるような場合の審査が不可能と思われる。そのため、このような場合の申請に対しても審査が可能な基準への変更をしてはどうか。

(以下、「譲渡法人」という)における業務実施体制と同程度の体制が構築されると認められる場合には、譲渡法人からの運営実績の承継を認めます。したがって、この場合において、当該業務に係る運営実績が3年未満か否かは、譲渡法人から起算して判断されます。

② 2の(3)について

ご指摘のような場合に対応するため、削除します。

削除することとした理由は、支援業務に必要な経理的基礎については現に支援業務を行おうとする法人について審査すれば足り、譲渡法人にまで遡って審査する必要はないと考えられるためです。

2 公布日

平成29年11月16日

3 問合せ先

建築都市部住宅計画課計画係

電話：092-643-3732

メールアドレス：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp